

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条 所得割の納税義務者が、前年中に<u>法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則で定めるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____ (当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> | <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条 所得割の納税義務者が、前年中に_____次に掲げる寄附金又は金銭(第3号から第12号までに掲げるものに関しては、それぞれ規則で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に_____第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5千円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)</u>で、令第7条の17各号の規定により定めるもの</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 | (3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 |
| (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) | (4) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1項第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) | (5) 所得税法施行令第217条第1項第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人 に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) | (6) 所得税法施行令第217条第1項第2号に規定する法人(第2号に掲げるものを除く。)に対する寄附金() 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) | (7) 所得税法施行令第217条第1項第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) | (8) 所得税法施行令第217条第1項第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |
| (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) | (9) 所得税法施行令第217条第1項第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金() 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> | <p>(10) 所得税法施行令第217条第1項第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> |
| <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> | <p>(11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> |
| <p>(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する_____特定非営利活動に関する_____寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> | <p>(12) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3_____に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> |
| <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した_____金額_____とする。</p> | <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第22条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</p> |

改正案

現 行

| | |
|---------------------|---------|
| 195万円以下の金額 | 100分の85 |
| 195万円を超え330万円以下の金額 | 100分の80 |
| 330万円を超え695万円以下の金額 | 100分の70 |
| 695万円を超え900万円以下の金額 | 100分の67 |
| 900万円を超え1800万円以下の金額 | 100分の57 |
| 1800万円を超える金額 | 100分の50 |

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第22条第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>附則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項又は附則第40条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項</u> の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した</u></p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">金額</p> <hr/> <hr/> <p>とする。</p> | <p>ア <u>課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p> <p>イ <u>課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p> <p>附則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>同条第2項第2号</u> 若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項又は附則第40条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、<u>同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、<u>第26条第1項前段</u></p> | <p>(1) <u>第22条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第26条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p> <p>(2) <u>第22条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第26条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u></p> <p>(3) <u>前年中の所得について附則第34条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50</u></p> <p>(4) <u>前年中の所得について附則第38条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60</u></p> <p>(5) <u>前年中の所得について附則第33条第1項、附則第35条第1項、附則第39条第1項又は附則第40条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、<u>附則第14条の3第1項、附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>_____, 第26条の2, 第26条の3第1項, 附則第14条第1項, 附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p> <p>_____する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで, 第26条の3第1項, 附則第14条第1項, 附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項 _____の規定の適用については, 第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第26条第1項前段 _____</p> <p>_____, 第26条の2, 第26条の3第1項, 附則第14条第1項, 附則第14条の3第1項及び</p> | <p><u>とあるのは「山林所得金額並びに附則第33条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と, 同項前段, 第26条の2, 第26条の3第1項, 附則第14条第1項, 附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と, 同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで, 第26条の3第1項, 附則第14条第1項, 附則第14条の3第1項, 附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4の規定の適用については, 第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」と, <u>第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と, 同項前段, 第26条の2, 第26条の3第1項, 附則第14条第1項, 附則第14条の3第1項及び</u></p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 34 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 34 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p> <hr/> <p>する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 35 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 25 条から第 26 条の 2 まで、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、<u>附則第 14 条の 3 第 1 項及び附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 25 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第 26 条第 1 項前段</u></p> <hr/> <p>、第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 14 条の 3 第 1 項及び附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第</p> | <p>附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 34 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 34 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第 2 項及び附則第 14 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 34 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 35 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 25 条から第 26 条の 2 まで、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、<u>附則第 14 条の 3 第 1 項、附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 14 条の 4 の規定の適用については、第 25 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 35 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>同項前段、第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 14 条の 3 第 1 項及び附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第</u></u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>26 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p> <hr/> <p>する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 38 条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 25 条から第 26 条の 2 まで、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 14 条の 3 第 1 項及び附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項の<u>規定の適用については、第 25 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項前段</u></p> <hr/> <p>、第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 14 条の 3 第 1 項及び附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</p> <hr/> | <p>26 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第 2 項及び附則第 14 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 35 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 38 条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 25 条から第 26 条の 2 まで、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 14 条の 3 第 1 項、<u>附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 14 条の 4 の規定の適用については、第 25 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 38 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 14 条の 3 第 1 項及び附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 38 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第 2 項及び附則第 14 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所</u></u></p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>_____する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び<u>附則第14条の3の2第1項</u>_____の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第26条第1項前段</u>_____、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と_____する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> | <p><u>得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>とする。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項、<u>附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第39条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段</u>、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>とする。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の2 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項 _____ の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項前段 _____、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と _____ する。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の4 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> | <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の2 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項、<u>附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4の規定の適用については</u>、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段</u>、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第40条の4 (省略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び<u>附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第26条第1項前段</u> _____、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と _____ する。</p> | <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項、<u>附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段</u>、第26条の2、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> |
| <p>(3)・(4) (省略)</p> | <p>(3)・(4) (省略)</p> |
| <p>3・4 (省略)</p> | <p>3・4 (省略)</p> |
| <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> | <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> |
| <p>(1) (省略)</p> | <p>(1) (省略)</p> |
| <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項<u>及び附則第14条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第3項の</p> | <p>(2) 第25条から第26条の2まで、第26条の3第1項、附則第14条第1項、附則第14条の3第1項、<u>附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4</u>の規定の適用については、第25条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第3項の</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>規定による市民税の所得割の額」と、<u>第26条第1項前段</u></p> <hr/> <p>_____，第26条の2，第26条の3第1項，附則第14条第1項，附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と，第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と_____</p> <hr/> <p>_____，第26条の3第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第40条の4第4項」とする。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>6 (省略)</p> | <p>規定による市民税の所得割の額」と，<u>第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と，同項前段</u>，第26条の2，第26条の3第1項；附則第14条第1項，附則第14条の3第1項及び附則第14条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と，第26条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と，<u>同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と</u>，第26条の3第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第40条の4第4項」とする。</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>6 (省略)</p> |

芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成20年芦屋市条例第24号）新旧対照表

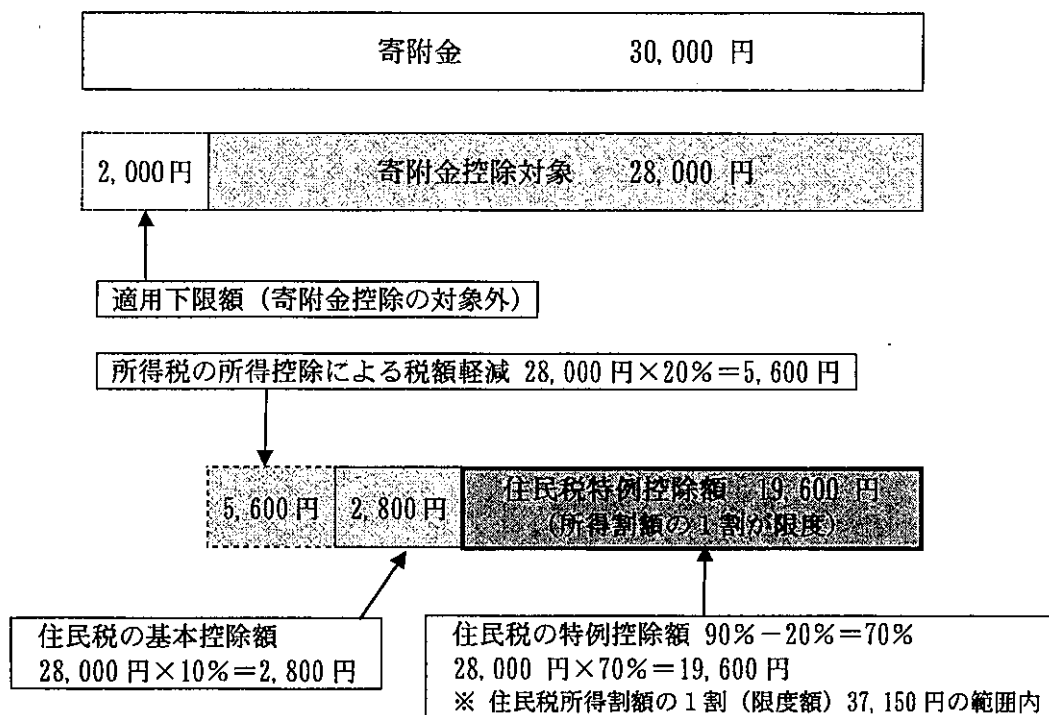
（下線部分は、改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第号）による改正後の条例第26条の規定の適用については、<u>同条第1項第10号中「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金」とする。</u></p> <p>4～18（省略）</p> | <p>附 則</p> <p>（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての<u>新条例</u></p> <p>_____第26条の規定の適用については、<u>同条第1項第12号中「第41条の18の3 _____」</u>とあるのは、「<u>第41条の18の3並びに _____</u>所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項 _____</p> <p>_____とする。</p> <p>4～18（省略）</p> |

寄附金税額控除の適用下限額の改正

【例】給与収入700万円，地方公共団体に3万円を寄附した場合

[所得税の税率20%，住民税所得割額371,500円]



寄附金税額控除額

〈基本控除額〉

$(\text{寄附金} (\ast 1) - 2 \text{ 千円}) \times 10\%$

※1 総所得金額等の30%を限度

〈特例控除額〉 (※2)

$(\text{寄附金} - 2 \text{ 千円}) \times (90\% - [\text{寄附者に適用される所得税の税率}])$

※2 ふるさと寄附金にのみ適用され，個人住民税所得割額の1割を限度